

平成24年度
財政援助団体等監査

～浜田市観光協会の監査～

浜田市監査委員
平成25年2月

目 次

第 1 監査の対象団体	1
第 2 監査の範囲	1
第 3 監査の期間	1
第 4 監査の方法	1
第 5 監査の視点	1
第 6 監査の結果	2
1 団体に対する指摘・意見	2
1 団体の財政状態について	2
2 団体の経営成績について	3
3 団体の運営状況について	8
2 市所管課に対する指摘・意見	15
1 委託料及び補助金の積算・支出状況について	15
3 団体及び市所管課に対する指摘事項（まとめ）	15
4 意見・まとめ	16

（注釈）

- 1 文中の金額は、千円単位等に表示している表中の金額については、単位未満の端数を調整した。そのため、差引金額が一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率は、小数点第 2 位または第 3 位を四捨五入し小数点第 1 位または第 2 位まで表示した（一部を除く）。そのため、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 3 各表または文中の符号の用法で「△」はマイナスのものである。

第1 監査の対象団体（所管課名）

浜田市観光協会
（観光振興課）

設立目的：浜田市民及び観光客に対して、観光に関するイベントや事業を企画運営し、浜田地域の観光事業の推進並びに産業文化の向上を図ることにより経済振興に寄与する

第2 監査の範囲

平成23年度の対象団体の事業、決算及び浜田市からの財政的援助（補助金）の管理状況と所管課における財政的援助、業務委託料支出に係る事務、並びに団体の経営状況等について監査した。

なお、必要に応じて団体の過去の事業、経営状況についても監査した。

第3 監査の期間

平成24年10月5日（金）から平成25年2月15日（金）まで

第4 監査の方法

財政的援助にかかる出納その他の事務が適切に執行されているか、団体の経営が適切に行われているか、に主眼を置き、事前に提出を求めた関係書類を監査し、かつ、関係職員からの状況聴取及び抽出による現地視察を実施した。

第5 監査の視点

1 団体に関して

- (1) 設立目的に沿った事業運営がなされているか。
- (2) 団体の会計処理が会計経理基準等に基づいて、適正に処理されているか。
- (3) 財務諸表は経営成績、財政状態を適正に表示しており、かつ、法令等に準拠しているか。
- (4) 委託業務に関し、契約書や仕様書に則って適正かつ効率的、効果的に業務が履行され、事業費が適正に精算されているか。
- (5) 本部会計及び収益事業に関する収支の会計処理は適切に行われているか。

2 所管課（及び市当局）に関して

- (1) 団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督及び評価を行っているか。
- (2) 契約書、仕様書の内容が適切か、また随時見直しを行っているか。
- (3) 委託業務の履行確認は事業報告書その他必要書類により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定方法及び支出方法は適切か。

第6 監査の結果

個別意見で後述するように、同団体では適正な会計処理が行われているとは言い難い状況であり、決算書の信憑性に疑義が生じているが、監査委員及び事務局が行った指摘や質問に対し十分な回答が得られなかった点もあり、やむを得ず団体から提出された書類に基づき指摘・意見を行っている。そのため、必ずしも団体の経営実態を正確に表しているものではないことを、予め了承されたい。

(個別意見)

1 団体に対する指摘・意見

1 団体の財政状態について

団体の経営状況に問題等がないか監査した。

(1) 貸借対照表の状況について

平成23年度貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債の部		
流動資産		流動負債		
現金	28,706	未払金	9,794,666	
小口現金	60,000	預り金	7,559	
つり銭	98,777	流動負債合計	9,802,225	
普通預金	19,359,389	固定負債		
未収金	1,297,097	長期借入金	4,508,605	
現金過不足	12,297	固定負債	4,508,605	
商品	2,559,879	負債合計		14,310,830
流動資産合計	23,416,145	正味財産の部		
固定資産		前期繰越正味財産	11,743,011	
建物	7,629,775	当期正味財産増減	5,002,079	
出資金	10,000	正味財産合計		16,745,090
固定資産合計	7,639,775	負債及び正味財産合計		31,055,920
資産合計	31,055,920			

平成23年度の流動資産の期末残高は23,416,145円計上されている。内訳は、現金預金19,559,169円(現金、小口現金、つり銭、普通預金、現金過不足)、未収金1,297,097円、商品2,559,879円である。

固定資産については、建物7,629,775円、出資金10,000円となっている。なお、出資金については経緯や内容が不明とのことである。

一方、流動負債は9,802,225円計上されている。内訳は、未払金9,794,666円、預り金7,559円である。

また、固定負債として長期借入金4,508,605円計上されている。

正味財産については、前期繰越正味財産11,743,011円と、当期正味財産増減額5,002,079円の合計16,745,090円が計上されている。

(2) 収支計算書の状況について (資料は4ページ参照)

平成23年度の経常収入には会費収入1,266,000円、事業収入34,029,469円、浜田市補助金収入36,669,928円、補助金等収入1,449,000円、助成金収入183,940円、寄付金9,957,340円、雑収入307,890円の計83,863,567円が計上されている。

経常支出は事業費62,523,556円、管理費16,188,609円の計78,712,165円が計上されており、経常収支差額として5,151,402円が計上されている。

その他資金収入として 949,500 円、その他資金支出として借入金返済支出 1,049,706 円、繰入金支出 706,648 円の計 1,756,354 円が計上されており、その他収支差額として△806,854 円が計上されている。

当期収支差額は経常収支差額 5,151,402 円とその他収支差額の△806,854 円を合計した 4,344,548 円が計上されている。

なお、その他資金収支に計上された繰入金については、会費収入の 75%相当額を各支部の事業活動に充当するため還元しているものであり、協会内部での資金移動にすぎないため、会費収入と二重計上（支出においては支部の支出と二重計上）されている点で問題がある。

当期収支差額の推移は、「2 団体の経営成績について (1) 正味財産の状況について」で後述する。

(3) 財産目録の状況について

平成 23 年度の目録として、流動資産には現金、小口現金、釣り銭、普通預金、未収金、現金過不足、商品の計 23,416,145 円、固定資産には建物、出資金の計 7,629,775 円（正しくは 7,639,775 円）が計上され、資産の部の合計は 31,055,920 円が計上されている。

負債の部は、流動負債として未払金、預り金の計 9,802,225 円、固定負債として長期借入金 4,508,605 円が計上され、計 14,310,830 円となっている。

正味財産は資産と負債の差額である 16,745,090 円が計上されている。

なお、流動資産に計上されている現金過不足 12,297 円は販売部門における期末の現金過剰分であり、決算整理仕訳を通じて雑収入として現金有高に計上すべきである。

また、小口現金、釣り銭についても、期末において現金勘定に集約すべきと思われる。

その他、普通預金計上額については、実際は定期預金 100 万円を含んでおり、また、未記帳の通帳に 5,005 円の新たな入金（過年度分を含む）が確認されており、計上額に誤りがあるため、修正が必要である。

2 団体の経営成績について

(1) 正味財産の状況について

平成 23 年度末の正味財産残高は平成 22 年度末の残高 11,743,011 円に当期増減額 5,002,079 円を加え、16,745,090 円となっている。

正味財産の推移（5 か年）

（単位：円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前期繰越正味財産	1,521,749	6,603,565	9,478,809	9,603,558	11,743,011
当期正味財産増減額	5,081,816	2,875,243	124,749	2,139,453	5,002,079
正味財産合計	6,603,565	9,478,808	9,603,558	11,743,011	16,745,090

正味財産増減額は年度によって大きく異なっている。

その要因については、「(2) 収支差額の状況について」、「(3) 事業ごとの収支について」で考察する。

なお、正味財産の額が平成 20 年度期末残高 9,478,808 円と平成 21 年度期首残高 9,478,809 円に 1 円の差異が生じている。再度確認されたい。

(2) 収支差額の状況について

収支差額の推移（5 年）

（単位：円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
I 経常収入の部	60,535,150	60,946,736	64,627,687	73,459,701	83,863,567
会費収入	1,353,000	1,344,000	1,359,000	1,371,000	1,266,000
事業収入	7,755,473	7,070,598	11,629,097	21,225,242	34,029,469
浜田市補助金収入	40,000,000	42,517,000	40,347,000	40,700,000	36,669,928
補助金等収入	-	-	-	-	1,449,000
助成金収入	800,000	0	0	0	183,940
寄付金収入	10,409,020	9,792,370	10,250,870	9,837,730	9,957,340
雑収入	217,657	222,768	1,041,720	325,729	307,890
II 経常支出の部	55,061,159	57,679,318	60,680,397	70,928,073	78,712,165
事業費	35,684,053	38,694,724	40,347,293	51,545,231	62,523,556
管理費	19,377,106	18,984,594	20,333,104	19,382,842	16,188,609
経常収支差額	5,473,991	3,267,418	3,947,290	2,531,628	5,151,402
III その他資金収入の部	1,014,750	1,008,000	1,019,250	1,028,250	949,500
IV その他資金支出の部	1,896,528	1,913,747	4,459,616	1,988,245	1,756,354
その他収支差額	△ 881,778	△ 905,747	△ 3,440,366	△ 959,995	△ 806,854
当期収支差額	4,592,213	2,361,671	506,924	1,571,633	4,344,548
前期繰越収支差額	236,930	4,829,143	7,190,815	7,697,739	9,269,372
次期繰越収支差額	4,829,143	7,190,814	7,697,739	9,269,372	13,613,920

※平成 23 年度の浜田市補助金収入 36,669,928 円は計上誤り。正しくは 37,152,928 円

過去 5 年間の収支差額の推移について検証した。

まず、経常収入は、平成 22 年度から大きく増となっている。ふるさと雇用再生事業を活用した市民サロン運営事業、石見神楽関連商品開発事業等の事業収入が増となっているためである。なお、ふるさと雇用再生事業は平成 23 年度で終了となったため、市民サロン運営事業については緊急雇用創出事業を活用して平成 24 年度は実施されており、石見神楽関連商品開発事業は規模を大幅に縮小して協会本部で継続実施している。

経常支出も、平成 22 年度から大きく増となっている。要因は、経常収入と同様、受託事業費の増によるものである。

その他収支差額については、平成 21 年度に大きくマイナスとなり、平成 22 年度以降に例年通りの額に戻っている。要因は長期借入金返済額が通常年度の 3 倍程度計上されているためである（事務所建設費繰上償還）。

なお、「(2) 収支計算書の状況について」で前述したとおり、その他資金収入の部及びその他資金支出の部には、会費収入の 75%を各支部に還元した繰入金計上されているが、協会内部での資金の移動に過ぎず、繰入れ、繰出しとしての実態はない。

当期収支差額については、金額の多寡はあるものの毎年度プラスとなっている。平成 23 年度末における次期繰越収支差額は 13,613,920 円となっている。

協会は毎年度 3,700 万円から 4,000 万円を超える市からの補助金を受けていながら、かかる多額の黒字が計上されているため、補助金の精算が適切であるか再検討すべきである。

今後は市として、どこまで精算を求めていくのか方針を定め、適切な指示を行うようにされたい。

(3) 事業ごとの収支について

ア 収支の状況（収支計算書より）

協会に対し、市は事業に対する補助金、事務局運営に対する補助金のほかに、委託事業に対する委託料を支出している。

そのため、これら補助金、委託料が適正に支出され、また精算されているか検証した。

平成19年度から平成23年度までの事業毎の収支状況は以下のとおりである。

なお、協会が作成した収支計算書では、収支の対応関係が判別できなかったため、協会の事業報告を参照しながら、便宜上、市監査委員事務局で以下の通り整理した。

過去5か年の収支状況

（単位：千円）

	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額
観光客の誘致促進事業	21,586	19,990	1,597	21,752	22,519	△ 767	21,558	19,283	2,275	21,163	22,009	△ 846	21,006	21,754	△ 748
観光連携・宣伝事業	3,506	2,991	515	3,419	3,402	17	2,834	2,830	4	3,229	3,259	△ 30	2,533	2,533	1
観光研修及び人材育成事業	63	63	0	31	29	2	20	20	1	50	36	14	28	28	0
観光客への窓口受付事業	2,823	2,408	415	1,516	1,515	1	1,131	1,130	1	600	600	0	1,200	1,200	0
観光振興助成事業	2,215	4,758	△ 2,543	6,325	6,302	23	6,225	6,225	0	5,935	5,935	0	5,840	5,840	0
公益法人収益事業	7,313	5,474	1,838	6,571	5,642	929	5,313	5,422	△ 109	6,420	5,077	1,343	6,164	5,501	663
特産品販売所事業	0	0	0	0	0	0	6,045	6,034	11	9,294	9,453	△ 158	11,930	11,955	△ 25
石見神楽関連商品開発事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,266	5,258	8	17,363	13,647	3,716
島根の魅力再発見事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184	427	△ 243
協会本部管理運営 (会費収入・雑収入含む)	23,029	19,377	3,652	21,333	18,269	3,063	21,502	19,737	1,765	21,503	19,302	2,201	17,616	15,828	1,787
小計	60,535	55,061	5,474	60,947	57,679	3,267	64,628	60,680	3,947	73,460	70,928	2,532	83,864	78,712	5,151
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	10	△ 10	0	0	0	0	0	0
長期借入金返済支出	0	882	△ 882	0	906	△ 906	0	3,430	△ 3,430	0	960	△ 960	0	1,050	△ 1,050
繰入金(協会本部から 支部への繰出)	1,015	1,015	0	1,008	1,008	0	1,019	1,019	0	1,028	1,028	0	950	707	243
収支差額計			4,592			2,362			507			1,572			4,345

浜っ子まつりや各支部のイベントを行う「観光客の誘致促進事業」では、平成19年度は1,597千円の収支差額の黒字を計上しているが、平成20年度、22年度、23年度は70万円台から80万円台の赤字を計上している。大きな要因としては、国府海岸海水浴場監視事業に係る支出（年間170万円～190万円）が大きいことによる。なお、平成19年度は同監視事業が「観光振興助成事業」枠に計上されているため、単純に比較できない。また、平成21年度は悪天候による浜っ子春まつりの開催中止と夏まつりの花火費用の縮減による財源繰越が発生している。

他地域との観光連携や当市の宣伝を行う「観光連携・宣伝事業」及び「観光客への窓口受付事業」では、平成20年度以降はほぼ収支均衡となっている。

「観光研修及び人材育成事業」では、ほぼ収支均衡となっている。

関連団体を育成、支援する「観光振興助成事業」では、平成19年度で△2,542千円の赤字を計上しているが、平成20年度以降はほぼ収支均衡となっている。これは、前述したように平成19年度に国府海岸海水浴場監視事業に係る支出が計上されているためである。

物販や駐車場事業などの「公益法人収益事業」では、金額の多寡はあるもののほぼ毎年黒字を計上している。なお、物販に関しては売上原価の計上が適正に行われているかどうか、再度検証されたい。

平成 21 年度からふるさと雇用再生事業を活用し、市からの受託により開始した「特産品販売所事業（市民サロン運営）」においては、ほぼ収支均衡となっている。

同じくふるさと雇用再生事業を活用し、平成 22 年度から市の受託事業として開始した「石見神楽関連商品開発事業」では、事業最終年度の平成 23 年度で 3,716 千円の黒字を計上しているが、売上原価の計上が適正に行われていないことが考えられる。

本部の管理運営に係る「管理事業」については、金額に多寡はあるものの、平成 19 年度以降毎年度黒字が計上されている。管理事業収入に、長期借入金（事務所建設費）返済に対する補助額が含まれていることも一因である。

以上のことから、平成 20 年度以降はほとんどの事業においてはほぼ収支均衡となっているものの、「観光客の誘致促進事業」では赤字が、「公益法人収益事業」と「管理事業」では黒字が計上されていることが判明した。協会内で、事業毎の収支が適切に管理・把握されてこなかったことが要因に挙げられる。また、同協会においては財源の大部分を市からの補助金に依存しながら、会費収入の一部や収益事業の利益を運営費に充当せず補助金精算を行ってきたため、結果的に多額の資金が留保されている。

同協会に対する補助金交付要綱の第 4 条においては、「経常的経費である定額分を 1,870 万円以内、事業費分を必要経費額以内とする」と明記されており、事業費分の精算はある程度行われているものの、定額分は同協会の活動資金を確保するため政策的に返還免除とした年度もあった。

しかし、当面の活動に必要な一定額が留保できた時点で、今後の補助金支出を含めた協会への関与のあり方について、市として方向性を示すことが必要である。

なお、平成 23 年度決算の市補助金の「観光連携・推進事業」分の計上について協会決算書（2,533,220 円）と市の協会助成事業の実績報告額（3,016,220 円）との間に 483,000 円の差異が発生している。「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業の自己資金分 483,000 円の取扱いについて、協会と市で認識が異なっているためである。

また、神々の国しまね実行委員会からの「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業助成金収入 966,000 円を協会決算書に 1,449,000 円として誤って計上している。加えて、平成 23 年度の繰入金の計上額が収入と支出で異なっており、収支差額 242,852 円が発生しているが、協会内の資金の移動であるのに差異が発生していることは説明がつかない。再確認されたい。

イ 管理費の内訳について

管理費の内訳について確認した。

管理費の内訳

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与手当	10,386,819	9,736,800	10,221,532	10,310,776	8,249,589
雑給	0	372,180	0	0	0
賞与	2,041,214	1,976,250	1,908,545	1,859,510	714,869
退職金	624,000	624,000	624,000	618,020	162,060
法定福利費	1,871,626	1,599,602	1,729,687	1,887,188	1,466,333
福利厚生費	0	44,483	37,709	45,848	43,273
通勤交通費	54,000	54,000	223,400	276,000	355,860
会議費	7,555	34,250	28,600	3,100	25,620
旅費交通費	115,910	66,090	62,309	90,145	76,242
通信運搬費	794,171	676,406	689,496	748,878	827,325
消耗什器備品費	173,885	0	187,509	64,260	47,661
消耗品費	363,261	169,485	167,711	117,253	159,272
修繕費	10,332	46,620	815,000	48,550	15,750
印刷製本費	271,884	202,990	329,751	440,779	397,749
燃料費	110,502	97,432	99,291	145,079	134,082
水道光熱費	367,254	371,335	342,367	341,161	368,905
賃借料	923,580	745,524	727,074	847,804	779,775
地代家賃	495,000	540,000	540,000	540,000	540,000
保険料	112,030	90,220	196,690	191,960	315,470
租税公課	188,245	715,300	51,100	51,300	51,100
負担金支出	66,173	4,200	9,200	9,200	9,200
広告宣伝費	30,000	77,710	52,250	65,400	26,000
支払手数料	136,031	169,925	111,200	112,430	138,742
雑費	15,290	54,570	9,450	31,500	36,000
支払利息	218,344	194,375	169,756	77,358	50,416
過年度損益修正損	0	0	0	0	640
法人税住民税事業税	0	0	596,000	81,000	360,500
計	19,377,106	18,663,747	19,929,627	19,004,499	15,352,433

人事関係支出（給与手当から通勤交通費まで）が最も多く、概ね管理費全体の7割から8割を占めている。平成23年度に同額が大幅に下がっているのは、正規職員1名の退職による影響である。

租税公課の額に大きな変動がみられるが、収益事業に係る法人税等の計上を平成19年度、20年度は同科目に計上していたが、平成21年度以降は法人税住民税事業税として計上し直しているためである。また、平成22年度は住民税の均等割部分のみの課税となっているが、これは平成21年度の収益事業会計において黒字が発生しなかったためと思われる。

なお、本来は当年度の利益に対し発生する納税義務について、受託事業や補助金の精算を適正に行う上で、当年度に費用計上することが適切である。

また、平成20年度以降は収支計算書に計上された管理費の計と、別記された管理費との間に、30万円から80万円を超える不整合が毎年度発生している（次ページの「管理費の不整合の発生状況」表中の差異(C)参照）。要因の一つとして、別記された管理費に支部の管理費の計上が漏れていることは判明したが、依然として原因不明分が数万円存在する。早期に原因を究明し、是正されたい。

管理費の不整合の発生状況

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収支計算書の管理費(A)	18,790,219	19,567,348	19,224,484	15,777,053
別記の管理費(B)	18,469,372	19,163,871	18,846,141	14,940,877
差異(C)=(A)-(B)	320,847	403,477	378,343	836,176
(C)のうち、支部の管理費計上漏れによる差異(D)	245,734	325,795	328,351	777,306
原因不明分(E)=(C)-(D)	75,113	77,682	49,992	58,870

※1 収支計算書の管理費(A)は、本部と支部の合算額

※2 別記の管理費(B)は、「イ 管理費の内訳の表」の給与手当から雑費までの計

※3 平成19年度は管理費の別記はされていなかった

3 団体の運営状況について

(1) 運営体制の検証について

運営体制は、会長、理事、監事、事務局の体制となっている。

事務局の体制については、担当者間の情報の共有、相互チェック体制が機能していない。また、市から委託された市民サロン運営、神楽関連商品開発事業については「(4) 会計基準及び会計処理について サ 受託事業、補助事業の遂行状況について」で後述するが、協会本部の関与がほとんど皆無または希薄であり、責任の所在が不明確となっている。

国の補助金等を活用した事業であり、会計検査の対象となり得ることから受託者としての協会の責任は重大であり、今後の事業委託の是非も問われる。

(2) 職場内のマネジメントについて

市民サロン運営事業や石見神楽関連商品開発事業など、国の基金事業を活用した雇用創出事業の受託により非正規職員が増加したものの、職員が定着しない状況が見受けられた。その理由の一つとして、現事務局長から職場内の人間関係が決して良好とは言えず、職場内のマネジメントに苦慮していることが挙げられている。

また、従来は少人数職場であり、ある程度の意思疎通は可能であったが、現協会のように職員数が増加し、職場が離れていたり、各担当者の業務の関連が緊密でなくなったりする中で、事務局の運営や業務遂行にあたって共通認識を持つことが難しくなってきたことも推察される。

いずれにしろ、こうした人間関係が、「担当者任せ」、「我関せず」の風潮を助長する。

円滑でミスのない業務遂行のためにも、職場内のマネジメントやコミュニケーションを含めた研修の積極的な受講を行うなど、組織内で職員の資質を互いに高めあえる取り組みを早急に推進されたい。

また、勤務体制について、平成23年度から協会窓口も土日開設となったため、シフトを組み対応しなければならなくなった。そのため、平日に代休を取得する必要があるが、責任ある立場の職員（事務局長、正規職員）が揃って不在となることのないよう、勤務シフトを組まれたい。また、出張等でやむを得ず両名が不在となる場合の危機管理や指揮命令系統などを予め定められたい。

(3) 諸規程の見直しについて

専決規則と事務処理規程を確認したところ、現在は存在しない専務理事や常務理事の専決事項が規定されたままになっていた。速やかに見直しを行われたい。

また、市民サロンのパート職員の就業時間については、就業規則に定められた労働時間と異なった勤務時間が設定されており、規定とは異なった時間外勤務の取り扱いが行われていた。雇用契約書の取り決め通りの雇用を行っているとのことであるが、就業規則の見直しがなされていないことは不適切であるため、直ちに是正し、監督官庁へ見直し後の就業規則を提出されたい。

また、協会は平成 23 年度から土日も開設しているが、就業規則の休日の規定の見直しが必要でないか、確認されたい。

また、出張旅費規程に則れば支給されない出張日の時間外手当を支給しているが、取り扱いが適切であるか、確認されたい。

(4) 法人化への対応について

観光協会の合併時から法人化の検討が行われているが、公益法人制度改革の全国的な動向を静観する中で、具体的な結論が出ないままとなっている。今回の監査において、平成 25 年度末までに法人化するとの回答を得た。平成 19 年度から N P O 法人会計を採用しているが、現時点では一般社団法人化も検討の俎上に上がっているとのことである。今後の活動の軸足を公益目的事業に置くのか、それとも収益を目的とした事業を優先するのかによって、目指すべき体制（法人の形態）を選択する必要がある。

また、今後の活動方針によっては、市の支援の在り方、関与の仕方も見直す必要がある。

もし公益法人化を選択する場合でも、従前のように市からの補助金に大きく依存することなく、公益事業活動を継続するための資金を調達することを目的に、収益事業を推進することも検討しなければならない。

なお法人化に際しては、これまで以上に厳密な会計処理が求められることを再認識し、適正に事務執行されたい。

(5) 会計基準及び会計処理について

ア 会計基準について

平成 19 年度から N P O 法人会計を適用している。同会計は複式簿記で記帳されるため複式簿記に関する初歩的な知識が最低限必要であるが、同協会においては会計処理に必要な知識の習得に組織的な取り組みがなされておらず、適正な会計処理の質の担保がなされていない。

また、経理規程や勘定科目についても一部整理、見直しが必要である。

イ 現預金残高の確認について

決算日における現預金の勘定残高と、預金通帳、預金証書残高を照合したところ、定期預金として計上すべきものが普通預金として計上されていたり、数年間にわたり記帳していない口座について、通帳残高と一致していないことを確認した。

ウ 退職手当引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

正規職員については中小企業退職金共済制度に加入し、毎年度費用処理されているため、退職手当引当金は計上されていない。また、賞与は正職員に対して支給されているが引当金計上はされていない。当期末までに発生している支払義務については、負債に計上されたい。

エ 会計処理について

収入や支出について伝票作成が行われず、事務局長の決裁も得ず担当者レベルで経理処理が行われている。また、キャッシュカードが5枚発行されており、各担当者が保管している現状も明らかになった。預金通帳の数も多く、適正に管理されていないものもあり、期末の残高確認も行われていなかった。現事務局長は就任して日が浅いものの、こうした現状を認識したからには早急に問題解決に取り組まれない。

現状のままでは不正や経理誤りが発生したとしても、チェックする体制が構築されていないため、非常にリスクが高いと言える。早急に善後策を講じられたい。

オ 法人税、事業税、住民税、及び消費税（及び地方消費税）の納付申告について

平成23年度の法人税申告書並びに付属書類の内容を確認したところ、損益計算書が、消費税込みで作成されていた。本来は消費税抜きで作成するか、または消費税込みで作成したとしても消費税の納付予定額を費用計上すべきであるが、適正な会計処理がなされていないため、同年度の利益が、申告納付予定の消費税額ほど過大に計上されており、結果として過大に申告納付されていることになる（平成23年度の確定消費税の申告納付額は858,700円）。

また、法人税額が誤っていれば、事業税や住民税にも影響が発生する。

さらに、消費税（及び地方消費税）の申告書を確認したところ、寄付金、補助金等の収入が多額に上るにもかかわらず、計上されている特定収入が過少であると推察される。なお、消費税については収入と支出について先ず課税区分毎に分類する必要がある。同協会のように人格のない社団にあつては、更に不課税収入に分類された収入について用途の特定を課税区分毎に行う必要がある。

同協会の消費税申告に際しては、そのような作業を行った形跡がないまま特定収入が計上されており、計上された額そのものに信憑性がない。

まず、上記の作業を通じて特定収入の額を算定した上で、特定収入に係る仕入税額控除の特例の計算を行い、納付額の確定をする必要がある。

加えて、各事業所からのまつりに対する協賛金収入については、広告宣伝に対する対価との解釈もできることから、消費税の課税収入に計上する必要性について、税務署に再度確認が必要である。

上記の点を踏まえた上で、平成 24 年度以降の申告を適正に行うとともに、平成 23 年度の申告についても必要に応じて更正の手続き、修正申告を行われたい。

カ 債権の管理及び回収について

市民サロンの物販について、掛取引を運用しているため、売掛金台帳の内容を確認した。掛取引は、県、市等の公共的な団体に限定して行っており、監査日時点において平成 23 年度までの未回収分はなかった。しかし、未収金勘定の元帳をチェックしたところ、11 月の掛売り分が翌年 3 月に回収されている案件が見受けられ、債権の管理が定期的に行われていない状況が窺える。

一般客に対しては、現金取引以外は代引きのみで対応しており、特に回収リスクの懸念は見られなかった。

なお、掛取引の運用に際しては債権者登録等の手続きを行っていないとのことであるため、今後の検討課題とされたい。

キ 定期的な会計情報のチェックについて

経理上月締め処理が全く行われておらず、総勘定元帳等諸帳簿の出力がされず、残高試算表も作成されていないため、貸借の区分を誤って処理しているが、誤りが発見されない状況となっている。また、年度途中で未収金や未払金の残高がマイナスとなっていた。総勘定元帳を検証したところ期首残高の計上誤りや、未収金計上していないのに消し込みがされている案件、未収金計上額と消込額が不一致の案件等複数確認されており、そのまま看過され、決算調製されている。

こうしたことから、作成された決算書の信憑性に大きな疑義が生じている。

協会が使用する会計ソフトを提供する N P O 会計支援センターでも、入力内容をチェックし、アドバイスする支援を行っているとのことであるが、利用者からの要求がなく一方的に支援が行われるわけではないため、同システムの利点が十分発揮されないままとなっている。

ク 決算書の調製について

「イ 管理費の内訳について」で前述したように、平成 20 年度分の決算書から収支計算書に計上されている管理費の計と別記の管理費の額が不一致であったことが判明した。このような初歩的なミスが、組織内で一度も指摘がないまま 4 年間も看過されてきたこと自体、内部チェックが機能していないことに他ならない。

また、平成 23 年度の観光振興課に対する定期監査でも指摘したように、決算書に計上されるはずのない現金過不足が計上されたままになっていた。

その他、事業ごとの収入と支出の対応が不明である。このことは理事会でもかねてから指摘を受けているとのことであるが、何ら改善が図られていないのが実態である。

収益、費用についても本来発主義で計上すべきところ、現金主義で計上されているものもあり(前年度決算に係る当年度納税額を、当年度の費用として計上している)、期間損益の計上が正しく行われていない。

日々の取引については、事業ごとに担当者がおり、担当者レベルで会計システムに入力しているとのことであるが、使用する勘定科目のルールが徹底されていないため事業によって計上されている科目が異なっているものがある。また、入力した数値の確認等が全く行われぬまま決算書が調製されているため、協会本部でも計上された

数値の内容を把握していない。現状では決算書の信憑性自体に疑念を持たざるを得ない。

ケ 現金管理、商品管理の厳格化について

市民サロンにおいて現金過不足が発生している。釣銭誤りなどある程度は仕方ないとはいえ、商品のバーコード貼付間違いによる精算ミスによる過不足も多く、業者の誤貼付によるものが多いとのことである。改善策として、サロンスタッフが貼付するよう改めてからは精算ミスも大幅に減少しているとの回答を得た。

また、棚卸時の過不足も頻発しており、盗難による被害も疑われているが、まずはPOSシステム上の入庫、出庫が適正に行われているかどうかを確認するとともに、過不足が頻発している現状から、棚卸の頻度を増やすことについて検討されたい。

その他として、受託商品の紛失に際し、売り上げたものとして正規の金額を委託者側に支払っているが、委託販売の受託に際して何ら取り決めを行っていないとのことである。売れ残った場合の処理、商品を紛失した場合の弁償等、想定されるケース毎に取り決めが必要である。

なお、市民サロン営業月報に記載された現金過不足や棚卸過不足が、会計システムに正しく入力されていないため、再度確認されたい。

従来からの物販事業においても棚卸が厳密に行われておらず、棚卸資産の計上が漏れている事案も確認された。このような場合売上原価が適正に計上されないため、期間損益も正しく計上されない点で問題である。

コ 棚卸資産の管理状況について

市民サロンで取り扱う商品の多くは事業者からの受託商品であり、受託者として在庫管理を行ってはいるが、協会の棚卸資産としては計上されない。

棚卸資産（商品）の評価方法は決算書に注記されていない。協会が従来から行っている物販については、そもそも棚卸自体が適正に実施されているとは言えず、帳簿上の在庫と実地棚卸との照合を行うという概念自体が存在していない。

本来、棚卸資産の評価方法を定めた上で入出庫毎に帳簿に記帳し、定期的な実地棚卸を行った上で不一致が発生すれば、その都度原因を究明し、期末に減耗処理や評価を行うこととなる。

サ 受託業務、補助事業の遂行状況について

市民サロンで起案した営業日報は、サロン内で回付されるに止まっており、協会本部への報告は月報でしか行われていない。

しかし、その月報の報告内容に関してすら協会内部で問題や危機意識の共有が図られていない。

職場が離れているため、事務局とサロンの関係が希薄化し、いつしか責任の所在が不明確となってきたことが推察される。

また、石見神楽関連商品開発事業においては、ふるさと雇用再生事業の委託契約が終了するとともに雇用も終了しており、協会本部としては同事業への関与が当初から

殆ど皆無であったことから、事業の全容把握、検証が困難となっている。

今後国の会計検査が実施される場合に備え、資料整理と内容把握が不可欠である。

その他、協会の決算の調製が間に合わず、補助金の精算に支障を来すため、市所管課職員がやむを得ず決算事務のフォローをしていた状況も見受けられた。事務局長不在の時期とも重なり少なからぬ混乱もあったことは推察するが、業務受託者、財政的支援を受ける側としての責任を問われる状況である。



協会事務所外観。浜田駅前に立地している



事務所内部



市民サロン案内板



市民サロン内。観光案内のみならず地元の
特産品のPRにも期待が持たれている。



2 市所管課に対する指摘・意見

1 委託料及び補助金の積算・支出状況について

市が支出する委託料及び補助金の積算・支出状況について監査した。

5か年の補助金及び委託料の支出状況

(単位：円)

内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補助金	40,000,000	42,517,000	40,347,000	40,700,000	37,152,928
事務費定額分	18,700,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	16,041,639
事業費補助金	21,300,000	24,517,000	22,347,000	22,700,000	21,111,289
委託料	-	-	6,045,245	14,367,839	23,763,895
市民サロン運営事業収入	-	-	6,045,245	9,294,443	11,929,895
石見神楽関連商品開発事業収入	-	-	-	5,073,396	11,834,000

※市民サロン運営事業の受託については平成 21 年 6 月から、石見神楽関連商品開発事業の受託は平成 22 年 10 月から

市所管課では、委託料、補助金の積算について協会からの要求書を精査し、予算シーリングも踏まえた上で積算している。

しかし、要求額のベースはあくまで協会が算出しており、また、協会の決算書にも誤りが散見される状況から、必ずしも根拠資料とはなり得ず、要求額の妥当性の検証が困難である。また、申告納付を要する税については今回の監査の結果から必ずしも適正な算出がなされていなかったことが判明した。

また、運営費に充当可能な事業収入が、そのまま協会の利益として留保されており、会費収入とあわせた収支差額が平成 23 年度末で 13,613,920 円計上されている。

同協会の活動資金がある程度必要であったことも一定の理解はするが、今後は留保資金の残高も考慮した上で、補助金の積算、精算を行うようにされたい。

3 団体及び市所管課に対する指摘事項（まとめ）

提出された書類や、監査を通じて明らかになった以下の問題点について、早急に見直し、改善策を講じられたい。

- ・各職員の役割と責任を明確化するとともに、「担当者任せ」とせず組織内のチェック、フォロー体制を確立すること
- ・受託事業は協会全体の責任で遂行し、委託者と受託者の間に一線を画すこと
- ・諸規程の見直しを検討し、必要に応じて関係機関への提出を行うこと
- ・職務遂行に必要な能力の組織的な向上に努めること
- ・現金管理、棚卸資産の管理を厳格化すること
- ・会計事務への習熟、効率化と逐次経営状況把握に努めること
- ・経営成績を反映した補助金精算を行うこと
- ・法人化も含めた協会の今後のあり方を早急に検討すること

4 意見・まとめ

同協会においては、従来から浜田の伝統的な祭り、地域イベントの保存継承の役割を担ってきた。また、石見神楽など伝統芸能活動を行う諸団体への支援も行っている。近年では市から運営を受託した市民サロンを拠点にした地域製品のPRや、魅力ある商品としての神楽商品の開発事業の受託など、新たな活動を展開している。今後は観光客の誘致・受け入れとして、観光案内、観光情報の発信、出張イベントによる広報宣伝活動など、事業の更なる充実に向け、観光行政に多くの役割を期待されている団体である。

しかし、今回の監査において主に会計処理や組織のマネジメントにおいて問題点が散見されたことは、関係者の協会への期待を損なうことにもなりかねず、遺憾に堪えない。

同協会は、合併後から法人化が検討されてきたが、具体的な方向性が定まらないまま今日に至っており、現在も人格のない社団として活動している。こうした運営体制のためか、受託事業に対する責任意識や内部事務がなおざりになっている。また、事務局長不在の間の責任の所在が不明確となっているばかりか、前局長からの引き継ぎがどこまでなされているかも不明となっている。

市所管課にも指導・監督責任はあるものの、財政的援助を行う側と受ける側の間には一線を画す必要があり、協会の組織体制に問題があることは明白である。

第一義的には協会側が今回の監査を機に、現状の問題点を真摯に受け止め、今後、自的努力によりどう解決していくのか、また、協会だけでは解決できない部分について市や関係団体、税理士などの専門家がどう関与していくかが鍵となる。

市としても、補助金や委託料を支出している以上、補助金の精算が適正に行われているか、委託業務が適正に遂行されたかを検査する義務がある。しかし、協会が作成した事業実績報告書や決算書はその検査に耐える内容で作成されておらず、検証作業を行うこと自体が不可能な状態である。このことは、これまでの事業執行自体の適正性に疑義が生じることともなる。差し迫っては平成24年度の実績報告や決算書作成が適正に行われることが重要であるが、前期末残高が当年度に引き継がれている以上、過去に遡及しての検証も必要となる。部分的には専門家の助言、協力を得る必要もあるが、基本的には協会内部で処理すべき問題であることを念頭に置き、今後の処理等について十分検討を尽くされたい。

観光は裾野の広い産業であり、我が国の重要な産業政策の柱として高い役割が期待される分野である。協会規約第3条に掲げる「浜田地域の観光事業の推進並びに産業文化の向上を図り、もって経済振興に寄与する」目的を達成するため、組織体制を確立・強化し市民、関係者の更なる期待に応えられる団体に成長することを願ってやまない。